

豊川市総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 第7次豊川市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、豊川市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(設置期間)

第3条 策定会議の設置期間は、令和6年4月19日から令和8年3月31日までとする。

(組織)

第4条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、企画部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を除く副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。
- 4 委員は、部長級職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

- 2 副会長は、あらかじめ会長が定めたところにより、分担して会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(専門部会の設置等)

第7条 策定会議に、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 基本構想部会
- (2) 基本計画部会

- 2 前項第1号及び第2号の部会（以下「各部会」という。）は、策定会議の審議に必要な調査研究、資料の提出等を行うとともに、基本構想部会にあつては基本構想の、基本計画部会にあつては基本計画の素案を作成する。
- 3 各部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、基本構想部会にあつては次長級職員で、基本計画部会にあつては課長級職員、課長補佐級又は係長級職員で構成する。
- 4 各部会の部会長は、必要に応じて部会員を招集し、その会務を総理する。
- 5 各部会の副部会長は、当該部会長を補佐し、当該部会長に事故があるとき、

又は当該部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第8条 前条第1項第2号の基本計画部会に、次の作業部会を置く。

(1) 政策部会

(2) 基本指標・都市構造部会

2 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取等)

第9条 策定会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 策定会議及び部会に関する庶務は、豊川市企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。